

令和 8 年度直方市中学生海外派遣事業 **業務委託仕様書**
令和 8 年度直方市高校生海外派遣事業

1. 委託事業名

- ① 令和 8 年度直方市中学生海外派遣事業（以下「① 中学生海外派遣事業」とする。）
- ② 令和 8 年度直方市高校生海外派遣事業（以下「② 高校生海外派遣事業」とする。）

2. 事業概要・目的

新たな価値やビジョンを創造し国際社会で活躍する、直方市の未来を担うグローバル人材を育成することを目的に、希望者を募り選考により以下のとおり子どもたちを約 1 週間フィンランドへ派遣する。現地研修のほか、事前・事後研修、報告会を含むプログラムを実施する。

- [① 中学生海外派遣事業] 直方市に住民票を置く中学生 8 名・引率者 2 名
- [② 高校生海外派遣事業] 直方市に住民票を置く高校生 4 名・引率者 1 名

本事業の大きなねらいは以下のとおりである。

- (1) 子どもたちが興味関心を世界に広げるとともに、海外の文化・芸術・自然に触れることで多様な感性を育み、未来の選択肢を増やすこと。
- (2) アントレプレナーシップ（起業家精神）の醸成をテーマとしたプログラムを体験することで、将来の予測が困難な時代に必要な「生きる力」を育み、変化のなかに機会を見出し、自らイノベーションを起こしていく次世代リーダーを輩出すること。

本業務は、グローバル人材育成に精通し、海外派遣研修に豊富な経験を有する事業者、「① 中学生海外派遣事業」および「② 高校生海外派遣事業」におけるプログラムの企画・実施を一括して委託するものである。

3. 契約期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 31 日（木）まで

4. 委託料の支払い

支払いは、業務履行確認後、全額支払うことを原則とする。ただし、前金払が必要な場合は、委託料の 30%以内の額を支払うものとする。受託者は令和 9 年 1 月 18 日（月）までに請求を行わなければならない。

5. 事業内容

※ ①・②の区分の記載がない事柄については共通事項とする。

- (1) 主 催 直方市教育委員会
- (2) 派遣先 フィンランド（ヘルシンキ周辺）
- (3) 派遣人員

- [① 中学生海外派遣事業] 参加者：8 名（中学 1～3 年生）
引率者：2 名（市立中学校教諭を予定）
添乗員：1 名（受託業者スタッフ）
- [② 高校生海外派遣事業] 参加者：4 名（高校 1～3 年生）
引率者：1 名（市職員を予定）

(4) 研修日程

| | |
|--------------|-----------|
| 令和 8 年 7 月中旬 | 事前研修 1 回目 |
| 令和 8 年 7 月下旬 | 事前研修 2 回目 |

| | |
|---------------------|--------------|
| 令和8年8月16日(日)～23日(日) | 本研修(移動・現地研修) |
| 令和8年9月 ※ 日程未定 | 事後研修 |
| 令和8年12月 ※ 日程未定 | 報告会 |

※ 事前事後研修の日程については、諸事情により変更になる場合がある。

※ 上記は市と内容を協議のうえ受託業者主導により企画・実施することとする。その他、市独自の事前研修・壮行会・事後研修を別途実施予定であるが、これには受託業者の参加は必須としない。

6. 業務内容

| 業務内容 | 詳細 |
|-----------------------------|---|
| 1. 渡航手続き必要書類の準備 | 渡航に関する手続きに必要な書類(パスポート発行、海外保険、外貨両替等)の準備と説明、回収にかかる業務。 |
| 2. 航空券発行 | 利用航空会社の選定、航空券予約、航空券発券にかかる業務。 ※ 本研修の初日から移動を開始し、最終日に帰国する日程に合う便を手配し、利用すること。 ※ ただし、日本からフィンランドへの渡航の際出来る限り直行便を利用すること。 ※ 国内便についてはLCC(ローコストキャリア)以外の航空会社の便を手配すること。 |
| 3. 空港内での各種手続き・対応 | 入国・出国審査等に必要な書類の準備、説明、各種手続きに関する業務。 |
| 4. 現地で使用する通信機器・インターネット環境の手配 | 参加者が現地で使用する携帯電話を以下のとおり準備すること。 [① 中学生海外派遣事業] 最大8台 [② 高校生海外派遣事業] 最大4台 ※ 参加者のうち、自己責任のもと私物の携帯を使用する者がいる場合は、台数が減少する場合がある。 インターネット通信については以下のとおり準備すること。 [① 中学生海外派遣事業] 参加者8名と本市から参加する引率者2名分、合計10名分のインターネット環境。 [② 高校生海外派遣事業] 参加者4名と本市から参加する引率者1名分、合計5名分のインターネット環境。 ※ ネット環境につきましては、Wi-Fi機器の貸与・プリペイドSIMの提供等、形態は問わない。 ※ 添乗員の携帯電話およびインターネット環境は自己調達することを前提とする。 |
| 5. 事前研修(2回) | 本事業の目的に沿った内容の、本研修および事前事後研修を含むプログラムを提案し、実施すること。プログラムの企画においては、必ず以下の内容を含むものとする。 ■ 事前研修・現地研修・事後研修を一貫して設計し、学習効果を最大化する環境と仕組みを整えること。 ■ 事前研修には、研修の概要説明、渡航に向けての心構えや現地事情の理解を深める内容を含めること。 |

| | |
|-----------------|---|
| 6. 本研修 | <ul style="list-style-type: none"> ■ 国立公園等での自然体験 ■ 現地学校訪問および現地の学生との交流 <p>※ 本事業においては、市から事前に参加者にテーマや課題を課し、プログラムの中で課題解決を行っていくPBL(プロジェクトベースドラーニング)を取り入れる。本研修の手配の際は市と協議したうえで、以下の場面設定を行うこと。</p> <p>[① 中学生海外派遣事業] 市が参加者に対して事前に提示したテーマについて、現地の学生と意見交換を行う場を設定すること。</p> <p>[② 高校生海外派遣事業] 参加者自身が事前に設定した課題について、現地の大人や学生と意見交換を行ったり、情報収集したりできる場を設定すること。</p> |
| 7. 事後研修 (1回) | <ul style="list-style-type: none"> ■ フィンランドの「アントレプレナーシップ教育」を実践する施設の視察または体験授業。 ■ ヘルシンキ中央図書館への訪問(最終日に旅の振り返りの時間を設定し、その会場とすること。) <p>※ 移動を除く現地でのプログラムは5日間とすること。</p> <p>※ 本プロポーザルにおけるプログラムの提案内容は、参加者を対象としたものとする。引率者については、参加者と異なる行程を取る場合がある。契約前協議にて詳細を決定することとする。</p> <p>※ 事前・事後研修に必要な資料等の作成も含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 交通事情や治安状況・慣習等を理解した現地パートナーの手配。 <p>事前事後研修へのオンライン参加等事業を通じて参加できることが望ましい。</p> |
| 8. 現地活動の手配 | プログラムの内容に合わせた、現地の学校や施設等訪問先との調整業務。 |
| 9. 宿泊・食事の手配 | プログラムに合わせた宿泊・食事の手配。 |
| 10. 安全対策・緊急時の対応 | <p>派遣先での参加者の安全確保、派遣前や派遣中での中止や延期の判断、現地での緊急時の対応、緊急退避が必要になった際のサポート体制等にかかる提案と実施。</p> <p>※ 現地での安全対策・有事の際の緊急退避や医療対応においては、海外での危機管理を専門とする事業者と必ず提携すること。</p> |
| | 現地での病院対応や手続き等、参加者の病気やけがにかかる対応。 |
| | 参加者・引率者の海外旅行保険への加入手続きにかかる業務。 |
| 11. ハンドブックの作成 | 事前・事後研修の内容・本研修全体の行程・タイムスケジュールを記載したハンドブックの作成。 |
| 12. 報告会への参加・登壇 | 本研修後に市が主催する本事業の報告会に出席し、プログラムの内容の詳細や開発にあたってのねらい等を登壇して発表すること。 |

7. 委託料に含まれるもの

- (1) 往復航空運賃 (①福岡⇄東京、②東京⇄フィンランド)
- (2) 諸税
- (3) 燃油特別付加運賃
- (4) 手荷物運搬料金

- (5) 渡航手続きにかかる取扱手数料
- (6) 宿泊料及び宿泊における諸税・サービス料金
- (7) 現地活動費（宿泊費・食費を含む）
- (8) 国内及び現地での利用交通機関料金
- (9) 事前・事後研修にかかる費用
- (10) 添乗員経費
 - ※ 添乗員は現地での交渉が可能な英語力を有する者で、事前・事後研修に参加できる者とする。
 - ※ 宿泊費・食費を含む。
- (11) 現地における安全確認等公的な連絡の費用
- (12) 現地で使用する携帯電話使用料及び通話料（インターネット通信料を含む）
- (13) 参加者・引率者・添乗員の旅行傷害保険料
 - ※ 必ず全員加入するものとする。
- (14) 市主催の報告会へ出席するための直方市までの交通費・宿泊費。

8. 事業報告書の提出

報告会終了後、令和8年12月25日（金）までに事業報告書を提出すること。

9. その他

- (1) 本委託業務の遂行に関して、受託者が本市又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその賠償の責を負うものとする。また、受託中に発生した事故、災害等による損害について、受託者およびその従業員は、市にその損害の賠償を請求しない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項や疑義および変更が生じた場合は、本市と受託者双方にて協議のうえ決定するものとする。
- (3) 本仕様書は、本市が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。

以上